

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I【現状】

「立地・環境」

座間市は、東京から南西へ 40 km、横浜から西へ約 20 kmのところであり、面積は 17.57 km²、広がり東西 5.3 km、南北 4.0 kmで神奈川県ほぼ中央に位置している。座間市の南北を縦断する崖地を境に、西部の相模川に沿った沖積低地と東部の相模野台地に分かれ、首都圏にありながら、上水道に地下水源を利用するなど自然環境に恵まれた市である。

鉄道は、小田急小田原線が北東から南西へ、JR 相模線が市域西側を南北へと走り、市内には 3 駅が所在する。座間駅の一駅隣である海老名駅では小田急小田原線、相模鉄道線、JR 相模線が連絡し、都内や横浜など各方面への利便性が見られる。各駅を中心に神奈川中央交通バス、相鉄バスの路線が通っている。また、2019 年には、相模鉄道の延伸計画により、JR 線との相互直通が開通、2023 年には東急東横線との相互直通が開通したことで、首都圏広域鉄道へのネットワークも充実し、更なる利便性が向上した。

主要道路は、市域を東西に走る国道 246 号線、小田急小田原線に沿って県道 51 号線が北東から南西へ、西から南東へ県道 42 号線が延びている。また、国道 246 号線から東名高速道路「厚木 IC」、また、平成 26 年には圏央道・さがみ縦貫道路区間が全線、令和 2 年 9 月には座間市と厚木市を結ぶ座架依橋近くに厚木 IC スマートインターが開通し、都内・静岡県・埼玉県・山梨県などからのアクセスも良くなった。



座間市の人口は、令和 7 年 10 月現在 131,890 人（住民基本台帳）である。

高齢化率は、令和 2 年(2020 年)の 26.1%から令和 12 年(2030 年)には 27.9%に上昇する見込み。

生産年齢人口比率は、令和 2 年(2020 年)の 62.3%から令和 12 年(2030 年)に 62.3%と変化なし。

(1) 地域の災害リスク

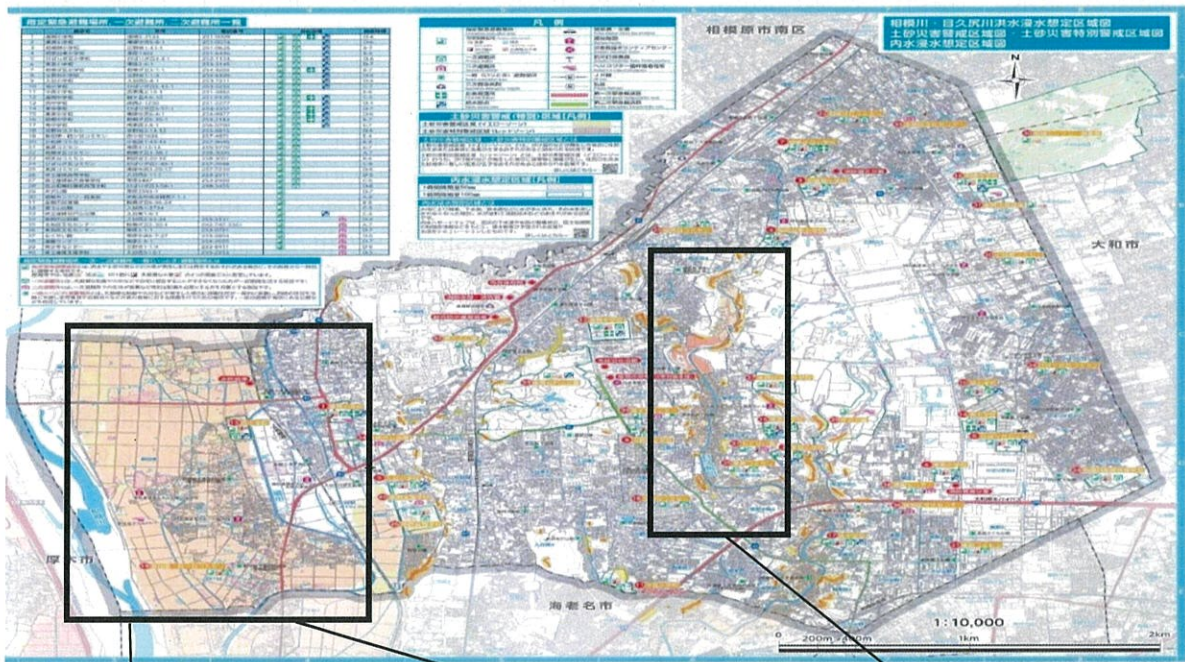
(ア) 風水害災害における洪水被害の想定

・洪水ハザードマップ

座間市内には 3 河川が流れており、相模川（48 時間総雨量 567 mm）、鳩川（上流 24 時間総雨量 333 mm 下流 326 mm）、目久尻川（24 時間総雨量 398 mm）の大雨による水位の上昇や氾濫が発生する恐れがある。氾濫時の各地域の水深は、下記の表の通りであるが 2024 年 8 月 30 日の台風 10 号による大雨で河川の急激な増水や道路浸の危険性が高まったが、市内を流れる 3 河川とも今まで大規模な氾濫は無い状況である。

〈氾濫時の水深〉

河川名	最大水深	浸水予想地区
相模川	3m～5m	新田宿四ツ谷地区
鳩川	0.5m～3m	座間地区～新田宿四ツ谷地区
目久尻川	5m～10m	緑ヶ丘地区



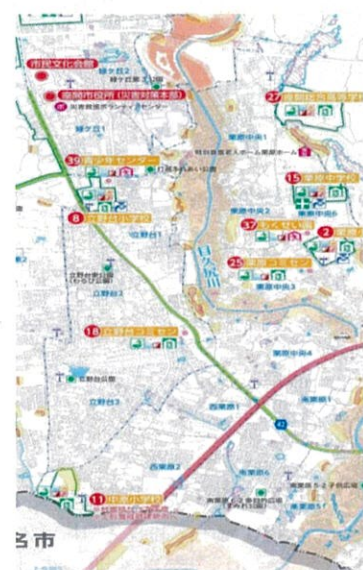
相模川

【新田宿四ツ谷地域周辺】



鳩川

【新田宿四ツ谷地域周辺】



目久尻川

【立野台・栗原地域付近】

事業所数はそれほど多くはないが、新田宿四ツ谷地区には飲食店やサービス業等が点在しており、鳩川が氾濫した際には複数事業所が被害に合う可能性がある。

(イ) 土砂災害における被害の想定

座間市は急傾斜地が多い地形であり、神奈川県土砂災害警戒区域等告示図書でも市内の急傾斜地 29 箇所が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、（土砂災害警戒区域等告示図書：神奈川県）崖崩れや地滑りが懸念される。

(ウ) 地震における被害想定

・地震ハザードステーション（J-SHIS）の地震ハザードカルテ（2024 年基準）によると、震度 6 弱の地震が今後 30 年間で 60.1%、震度 5 強は 95.1%、震度 5 弱は 99.9%の確率で発生すると想定。



(座間市の地震ハザードステーション（J-SHIS）マップ°)

(地震ハザードカルテ一部抜粋)

座間市内に影響を及ぼすと予測されている大地震は下記の通り。

地震名	モーメント マグニチュード	30年以内の 発生率	概要
①都心南部直下地震	M7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で都心南部の直下を震源とする地震で首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
②三浦半島断層群の地震	M7.0	6%～11%	三浦半島断層帯を震源域とする地震で減災目標としている地震
③神奈川県西部地震	M6.7	過去 400 年の 間に 5 回程	神奈川県西部を震源とする地震で減災目標としている地震
④東海地震	M8.0	80%	駿河トラフを震源域とする地震
⑤南海トラフ地震	M9.0	80%	南海トラフを震源域とする地震
⑥大正型関東地震	M8.2	0%～5%	相模トラフを震源域とする地震

その中でも特に被害が想定される地震は①都心南部直下型地震と②三浦半島断層群の地震である。被害想定は下記の通りとなる。

①都心南部直下地震

- ・市内での震度は震度 6 弱から震度 6 強と非常に強い揺れになり、建物被害は全壊 530 棟、半壊 2,800 棟と想定され帰宅困難者も発生直後は 5,760 名ほどを想定している。
- ・人的被害については死者数発災時刻で異なるが死者数が平均 24 名、重軽傷者数は平均 474 名とされている。

②三浦半島断層群の地震

- ・市内での震度は震度 5 強と強い揺れになり、建物被害については全壊は無いものの、半壊 340 棟と想定されている。
- ・人的被害については死者数発災時刻で異なるが重軽傷者数は平均 97 名想定されている。
①、②の地震発災時はインフラ等が一時的に停止するため市内で帰宅困難者が 5,760 名ほど発生すると想定される。
他に④東海地震⑤南海トラフ地震も市内の震度は三浦半島断層群の地震の震度と同等クラスとなるが、市内の建物被害や人的被害等は特に無いと想定している。
(※①及び②は座間市地域防災計画より抜粋)

特に、相武台地区(176 会員事業所)、相模が丘地区(232 会員事業所)、ひばりが丘地区(131 会員事業所)の地区においては建物の隣接距離が近いこと発災による火災が発生した際は、延焼する可能性が非常に高い。

(エ) 感染症による被害想定

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、現在は 5 類相当になった新型コロナウイルス感染症も以前のような感染力は低下したものの、現在も時期によって全国的に流行している。座間市においても今後新たなウイルスの出現や変異株等の出現により市民の生命及び、健康に重大な影響を与えるような状況下に陥った際は、早期に対策等をとれるよう万全を期する必要がある。

(2) 市内商工業者の状況

座間市の平成 28 年の事業者数は 3,222 社、令和 3 年の事業者数は 3,346 社であり 124 者の増となっているが、小規模事業者数を見ると、平成 28 年が 1,904 者、令和 3 年が 1,869 者であり、6 年間で 1.8%減少。産業別の減少事業者数をみると、運輸・郵便業で 2 者、卸・小売業で 3 者、宿泊・飲食では 33 者、サービス業では 107 者となっている。

	建設	製造	運輸 郵便	卸 小売	宿泊 飲食	サービス	その他	計
平成 28 年								
事業者数	384	251	100	670	388	603	826	3,222
小規模事業者数	249	74	22	363	235	539	422	1,904
令和 3 年								
事業者数	399	243	114	720	340	616	914	3,346
小規模事業者数	251	77	20	360	202	432	527	1,869

【座間市産業別統計要覧より抜粋】

(3) これまでの取組

(ア) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・総合防災訓練や座間市いっせい防災行動訓練の実施
- ・防災対策総合ガイドの制作
- ・地域防災力向上及び災害時支援に関する連携協定を損保保険ジャパン株式会社と締結
- ・防災に必要な物資、資機材の備蓄

(イ) 当会の取組

①防災に対しての取組

- ・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・東日本大震災時に会員事業者（飲食業部会）による炊き出し支援

- ・ BCP 策定に関する講習会等の開催
- ・ 損害保険や共済の加入促進

②感染症への取組

- ・ 業種別アンケート調査による景況調査
- ・ 支援金・給付金等の申請支援
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの無償提供及び、簡易マスクの無料配布
- ・ 感染拡大防止のため、イベント事業の中止

II 課題

- ・ 当会地区内の課題については次の通りである。

①事業者の災害に対する取組状況

- ・ 当会の地区内に所在する小規模事業者は、大規模災害の発生リスクが比較的低い地域に立地していることから、災害時の情報収集手段や、災害後の事業継続に関する経営対応策についての知識・認識が十分とは言えない状況にある。そのため、「事業継続力強化計画」や BCP（事業継続計画）を策定している事業者は少なく、災害対応力の向上が課題となっている。
また、災害発生時における行政と商工会との連携体制についても、具体的なマニュアルや運用ルールが未整備であり、迅速かつ的確な対応を図るための体制構築が求められている。

②感染症対策について

- ・ 地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険制度の周知や活用促進など状況に応じた支援を強化する必要がある。

III 目標

①事業継続力強化

- ・ 地区内の小規模事業者に対し、地震・風水害・感染症などの災害リスクを正しく認識していただくとともに、事前の備えの重要性を理解していただくことを目的に、「事業継続力強化計画」の策定支援を積極的に支援していく。また、災害発生時に実効性のある対応策の普及を図る。BCP（事業継続計画）の策定・運用を支援することで、事業者が災害に強い体制を整え、いざという時に事業を続けられる力を高めることを目指していく。
- ・ 作成した事業継続力強化計画は、策定後に実行へ移すことが重要であり、実際の運用を通じて実用性の高い内容へと継続的に改善していく必要がある。単に計画を作成するだけでなく、事業者が自社の状況に応じて柔軟に対応できるよう、計画の定期的な見直しと更新を促進することが求められる。そのため、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）を活用し、事業者が自律的に事業継続力を高めていけるよう支援を行っていく。
- ・ 災害リスクによる損害・損失・資金ショート等が発災後の事業活動の妨げとならないよう、またはその影響を軽減できるよう保険や共済等の制度活用を推進していく。
保険会社等と連携し、事業者に対して制度内容や加入意義を周知し、加入促進を図ることで、災害時の資金面での備えを強化し、事業継続性の向上を支援していく。

②発災・感染症発生時の被害状況の把握等

- ・ 災害発災時における迅速かつ的確な情報共有を実現するため、当会と座間市産業振興課との間で被害情報の報告ルートを構築し、連絡体制の円滑化を図る。感染症の拡大が懸念される場合には、速やかに感染拡大防止に努めるとともに、災害発災後の円滑な復興支援が行えるよう、当会の体制を強化し迅速な対応を図る。さらに、当会と行政および関係機関との連携体制を平時から構築・維持することにより、非常時における協力体制の確立を目指していく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と座間市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

《1. 事前の対策》

- ・事務局機能の復旧が迅速にできるよう体制を整える。
- ・支援計画との整合性を図り、災害発災時に迅速な応急対策が取れる体制を整える。
- ・小規模事業者に対する災害リスクの周知及び、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、未知のウイルス等に対しての感染症リスクの周知を図る。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対しては、即時に取り組むことが可能な簡易的なものも含め、事業者には BCP（事業継続計画）の策定を推進し、実効性のある取組の定着を図る。合わせて、災害時等に備えた効果的な訓練の実施について、指導および助言を行い、事業者の対応力向上を支援していく。
- ・巡回経営指導の際には、座間市のハザードマップ等を活用し、事業所の立地に起因する自然災害リスクを可視化するとともに、事業活動への影響を軽減するための具体的な取組や対策について（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済への加入、行政による支援策の活用等を含む。）説明し、事業者が自らのリスクを認識し、適切な備えを講じることができるよう、実践的かつ分かりやすい指導を行う。
- ・会報やホームページ、公式 LINE 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や共済等の概要、事業者が BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続力強化計画および BCP（事業継続計画）の策定に係る講習会等を開催し、計画の必要性について広く周知を図る。講習会では、災害や緊急事態に備えた事業継続の重要性を具体的に説明し、事業者の理解促進と実践的な取組を支援する。必要に応じて専門家を派遣し、個別の事業者に対する計画書策定支援を行うことで、実効性の高い計画の構築を促進することができる。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、感染状況も日々変化することから、事業者に対しては常に最新かつ正確な情報を入手し、デマ等に惑わされることなく冷静に対応するよう周知を図る。また、発災の際は感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に係る支援を行う。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和7年に本計画と並行して事業継続計画を作成（別添）

(3) 関係団体等との連携

- ・従来から連携している損害保険会社や、共済団体等に対して専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず広く地域の事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催、あわせて、損害保険・生命保険・傷害保険等の制度紹介を通じて、事業者のリスク認識と備えの促進を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症については、収束時期の予測が困難であることから、リスクファイナンス対策の一環として、生命保険・傷害保険・感染症特約付き休業補償等の各種保険制度の紹介を行う。事業者が感染症リスクに備えるための支援を行う。また、国、県、市町村より利用可能な給付金

等がある際は情報等を速やかに発信し申請に対しての支援も行う。

- ・関係機関に対しては、普及啓発ポスターの掲示依頼を行うとともに、セミナー等の共催を通じて地域全体での理解促進と取組の広がりを図る。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定した事業継続力強化計画およびBCP（事業継続計画）に基づき、計画内容と実際の運用状況との間に差異が生じていないかを確認するための支援を行う。具体的には、事業者へのヒアリング等を通じて、計画に記載された対策が実行されているか、または計画の更新が必要な箇所はないか。また、事業環境の変化や内部体制の変動により、新たな課題が発生していないかを確認する。万が一、計画との差異や新たな課題が認められた場合には、専門家を派遣し、課題の整理・分析を行った上で、具体的な解決策や改善策の提示を行う。
この支援を通じて、事業者が策定した計画が「形だけのもの」とならず、実効性のある計画へとつながるよう継続的な伴走支援を行っていく。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5強以上の地震）や新型ウイルス等の感染症が発生した場合を想定し座間市および関係各所との連絡ルートの確認を行う。当会は、商工会BCPに基づき、必要に応じて訓練を実施する。

《2. 発災後の対策》

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を最優先とすることは言うまでもない。そのうえで、以下の手順に従い、地区内の被害状況を確認し、速やかに関係機関へ連絡を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害の発災時

- ①-1 災害発生後は、速やかに役職員及び、職員の安否確認を行い、地区内の大まかな被害状況を把握するとともに、招集可能な人員数を確認し運営体制を整える。確認作業は、商工会BCPで定められた方法に従って実施する。

②新型ウイルス感染症等発生時

- ②-1 新型ウイルスの国内感染者が発生後については、職員の体調面の確認を行うと共に、事業所の消毒等を行い感染症対策の強化を図る。感染流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合、または、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づき「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、神奈川県及び、座間市における対処方針に基づき当会による感染症対策を講じる。

(2) 応急対策の方針決定

- ①当会は、安否確認や大まかな被害状況等の確認が出来次第、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を協議する。発災後、職員が自身の出勤が困難と判断した場合は、自身の安全確保を最優先し、出勤経路の安全確認が取れ次第出勤するようにする。職員全員が被災する等、不測の事態により応急対策が出来ない場合の役割分担を協議し決定する。

※被害状況の確認が取れない区域については大規模な被害が発生しているものとする。

被害規模	被害の状況	応急対策
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスの破損」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡がとれない。または交通網が遮断されており確認が取れない。	・自身の安全確保を最優先 ・地域の被害状況の把握・確認 ・市との連携、情報共有を図る ・地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） ・相談窓口等の設置
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスの破損」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・地域の被害状況の把握・確認 ・市との連携、情報共有を図る ・地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） ・相談窓口等の設置
ほぼ被害なし	・特に目立つ被害の情報なし	・特別な応急対策は実施しない

②本計画に基づき、当会と座間市は下記の間隔で情報共有を図る。

発災後～1週間	24時間毎に情報共有を実施。
発災後1週間～2週間	48時間毎に情報共有を実施。
発災後2週間以降	必要に応じて随時情報共有を実施。

②-1 災害発生時には、商工会 BCP に基づき、各職員が事前に定められた役割分担に従って迅速かつ的確に業務を遂行する。また、行政機関、地域住民、自主防災組織等との連携体制を構築し、以下の活動を積極的に実施することで、地域の安全確保と被害の最小化に努める。

- ・被災状況の情報収集、発信
- ・救助・援助活動の支援及び、応急処置の対応
- ・初期消火活動の実施、避難場所への誘導及び、避難支援

《3. 発災時における連絡体制》

①災害対策本部の設置

神奈川県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、神奈川県（中小企業支援課）が座間市及び商工会へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部(第1次本部体制)設置基準	本部設置の基準
風水害等	(1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある時。 (2)その他状況により必要がある時。
地震災害	(1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大 震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ大規模な災害が発生した時、又は発生の恐れがある時。 (2)その他状況により必要がある時。

②二次被害を防止するための被災地域活動について

二次災害の発生を防止するため、被災地域におけるすべての活動は、関係行政機関との情報共有を十分に行ったうえで、現地の対策本部が発する指示に従って慎重に実施するものとする。

③当会の連絡体制及び、優先業務の事前準備

災害発生時における対応の混乱を防止するため事前準備として災害対応マニュアルを策定する。災害の規模や影響の程度に応じて、想定されるリスクを３段階に分類し、それぞれに対応した行動指針を明示することで、迅速かつ的確な対応体制の構築を図る。

対応期間は原則として発災後１か月程度とし、状況に応じて柔軟に見直すものとする。リスクレベルが高い場合には、職員が優先して取り組むべき業務を細分化し、業務の効率化と安全性の確保を推進する。

また、会員事業所および非会員事業所の被害状況については、行政機関との情報共有を徹底し、迅速かつ網羅的な確認を行う。これにより、地域全体の復旧支援に資する体制の強化を目指す。

想定する危機のランク

危機の ランク	危機の内容
A	《事務局機能が不能になると想定される》 ■震度５強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ■地震による大津波が発生、または発生する恐れがある時 ■大規模火災が発生した時 ■台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ■線状降水帯等の大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ■新型インフルエンザ等が発生、または発生する恐れがある時
B	《事務局機能の大幅低下が想定される》 ■震度５弱の地震が発生した時 ■洪水・津波・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ■気象庁から各種警報が発令された時
C	《事務局機能の軽微な低下が想定される》 ■震度４の地震が発生した時 ■地震による津波等が発生する恐れがある時 ■気象庁から注意報（※）が発令された時 ■商工会の近隣において停電、火災が発生した時

ランク	優先業務とすべき事項
A 及び B	・ 安否確認システムの発動（役職員の安否を即座に確認し連絡が取れるまで実施） ・ 非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施） ・ 連絡手段の確保（使用可能な機器を確認し、県連に連絡） ・ 危機対策本部の設置（正副会長や役員と連絡をとり、事務局長や経営指導員責任者は参集） ・ ライフラインの確認 ・ 優先業務以外の業務を縮小 ・ 商工会館・事務所の被害確認（使用可否を見極め、避難する場合は県連に連絡）、帰宅困難職員への対応 ・ 商工会館・事務所の被害が軽微であれば避難民の受け入れ、備品等の提供を開始し、域内の救援・復旧活動支援に従事 ・ 救援活動を支援（72 時間以内の救出・救援に協力） ・ 避難民等の受入れ、備品等の提供継続 ・ 会員事業所の被害状況の調査開始 ・ 域内の避難場所の把握（商工会館・事務所が避難場所として使用できる場合は、全員にわかるように図示） ・ 商工会が有する備品等の提供継続 ・ 会員事業所の被害状況調査継続 ・ 事務局機能の早期復旧（電話・電気の復旧含む） ・ 会員支援強化（事業継続支援・生活支援） ・ 義援金の募集・送付（当該地域が被災地でない場合）
C	・ 商工会館・事務所の被害状況の把握 ・ 事務局機能の早期復旧（電話・電気の復旧含む） ・ 会員事業所の間接被害の調査開始 ・ 会員支援強化（事業継続支援・生活支援） ・ 会員事業所の被害状況調査継続 ・ 義援金の募集・送付（当該地域が被災地でない場合）

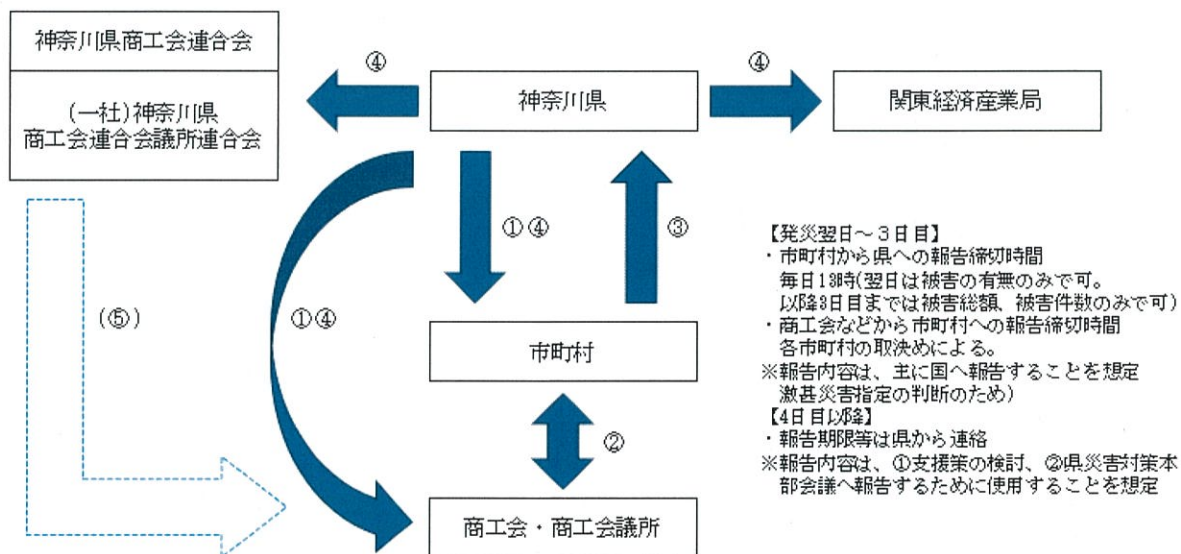
④発災時における被害情報の連絡・共有体制について

※詳細は令和 2 年 1 月 31 日付け企支 2472 号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について(依頼)」による。

- ・ 自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県(中小企業支援課)は、座間市に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、座間市商工会と座間市に対し、報告依頼をした旨を連絡する。
- ・ 座間市と座間市商工会は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ・ 座間市は、座間市商工会と情報共有を行いながら、県内中小企業の被害情報等を報告する。

- ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が座間市商工会に被害状況を確認することもある。
- ・県は、座間市からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国(関東経済産業局)・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
 - ・神奈川県商工会連合会は、とりまとめ結果をもとに、座間市商工会に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



- ・新型コロナウイルスの感染症流行の場合、国や県からの方針に基づき、感染防止策を講じる。
- また、座間市と連携をとり情報を共有し県へ報告する。

《4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》

①相談窓口の設置

- ・国や県から依頼を受けた際は特別相談窓口を設置して支援を行う。

②応急時に有効な施策等について小規模事業者へ情報発信を行う。

③感染症の場合は、オンラインなどを活用して相談窓口を設置して支援を行う。

《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

①復旧・復興支援の方針

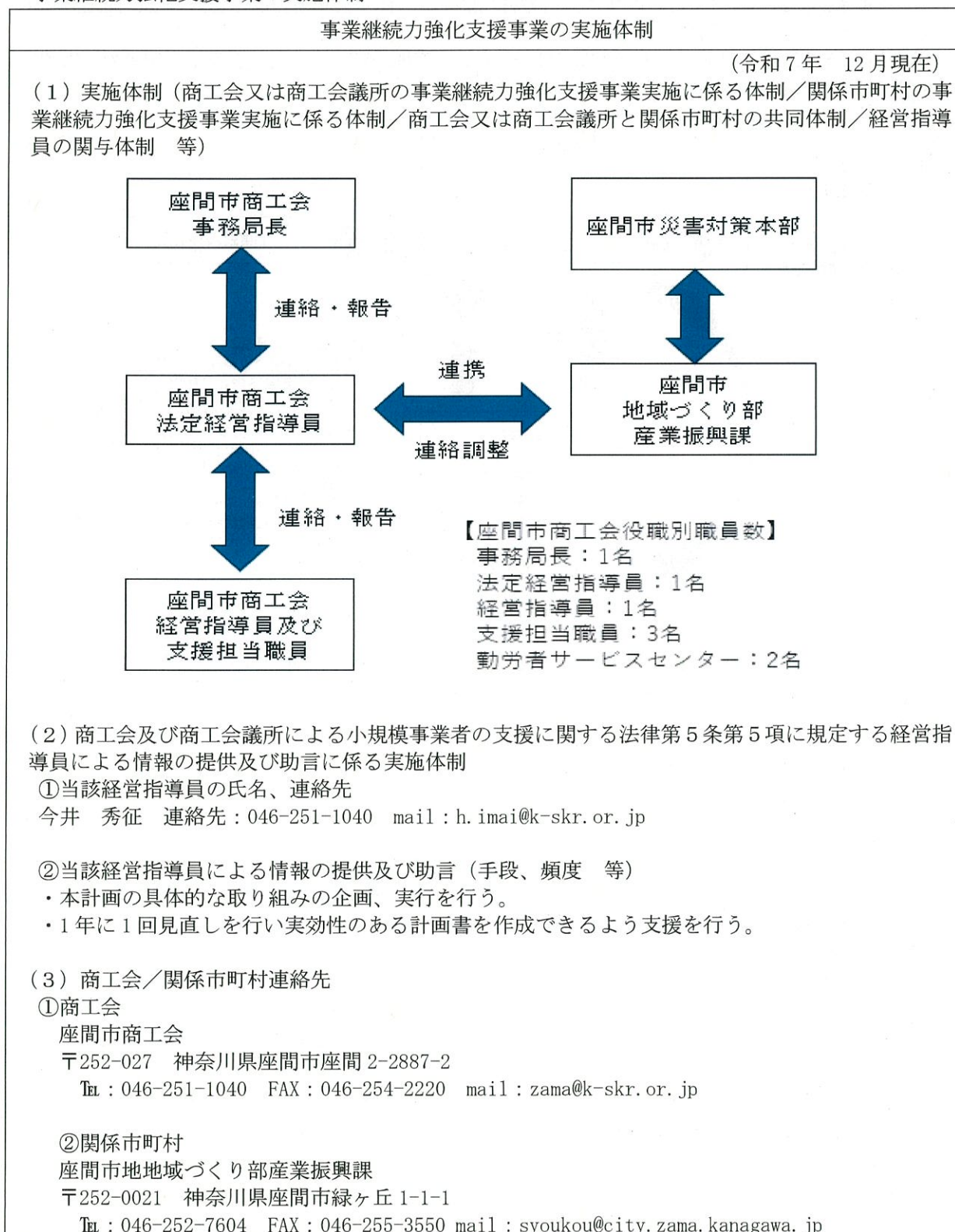
- ・国や県の方針に従って支援体制を整える。

②被害規模が大きい場合

- ・被災地の職員だけで対応困難な場合はほかの地域からの応援派遣を神奈川県や神奈川県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	350	400	450	450	450
専門家派遣費	100	100	150	150	150
講習会開催費	50	100	100	100	100
チラシ製作費	100	100	100	100	100
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金(神奈川県、座間市、神奈川県商工会連合会)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	